

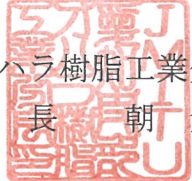
2021年 2月 15日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



貴社従業員代表者の選出について

貴社2021年2月11日付「従業員代表の選出にあたっての立候補者についてのお知らせ」と題する書面を社内掲示されました。下記の通り申し上げます。

記

- 1 上記書面における「従業員代表」の任務は、「1 従業員代表の役割」として(1)から(6)までが記載されています。しかしここには、労働基準法第90条「就業規則の作成又は変更」が記されていません。

当労組は、就業規則の変更を要求しているところでもあり、若し、従業員代表者の選出が必要であるということであれば、その任務に「就業規則の作成又は変更」に関する実務も加えられることは当然であります。

- 2 そもそも当労組は、お示しした組合員名簿でも明らかな通り、労働基準法及び関連法令に基づく従業員の過半数を組織する労働組合であります。

貴社は、敢えて今回、法人単位の過半数代表ではなく事業場単位を選択しようとしています。その必要性が説明されておりません。なぜ、事業場単位で協定等を締結する必要があるのか、明快なご回答を求めます。

- 3 上記書面では、従業員代表者選出について一切の手続きを一方的に貴社代表者が決めたように述べておられます。

従業員代表選出についてその公正・公平性が担保されなければならない、従業員の過半数を組織している当労組が存在し、仮に、本社工場のみ当労組組合員が過半数に満たないために過半数代表者を選出する必要があるとすれば、その事務は貴社ご協力の下に当労組が公正且つ民主的手続きで選出致します。

この場合、貴社が求めておられる任期が本年3月10日より1年間ということですので、本年3月5日までに選出致します。

この場合、貴社の必要があって従業員の過半数代表者を選出するのですから、業務に支障のない範囲で勤務時間中にできるよう、ご協力を求めます。

- 4 当労組は、仮に、本社工場における従業員代表者を選出するのであれば、先ず、従業員の中から3名の管理委員を選出し、今月末を締め切りとして候補者を募り、管理委員の管理の下で就業時間中に対象者全員に直接無記名投票をして貰い、欠勤者や夜勤者についても洩れなく投票して貰える方法で実施したいと考えています。

従いまして、貴社としては従業員代表選出については、その資格も能力もない「部署」に委ねられる必要はなく、当労組にご相談の上、ご一任下さるよう求めます。

- 5 これまで、当労組の主張に耳を貸さず、本件に見られるように当労組を無視して一方的にことを進められる貴社でありますので、念のため、若し、本社工場で従業員代表選出が必要であった場合には、当労組オハラ樹脂工業分会分会長の朝倉健次が立候補致しますので、ご承知置き下さい。

以 上